

自然災害等による被害に備え、 園芸施設共済に加入しましょう！

加入できるものは

1. パイプハウス、鉄骨ハウスなどの**施設本体**
2. 本体に取付けられた換気装置、灌水装置、冷暖房装置、二重カーテンなどの**附帯施設**
3. 施設内で栽培する野菜、果物、花などの**農作物** (育苗は除きます)

対象となる災害は

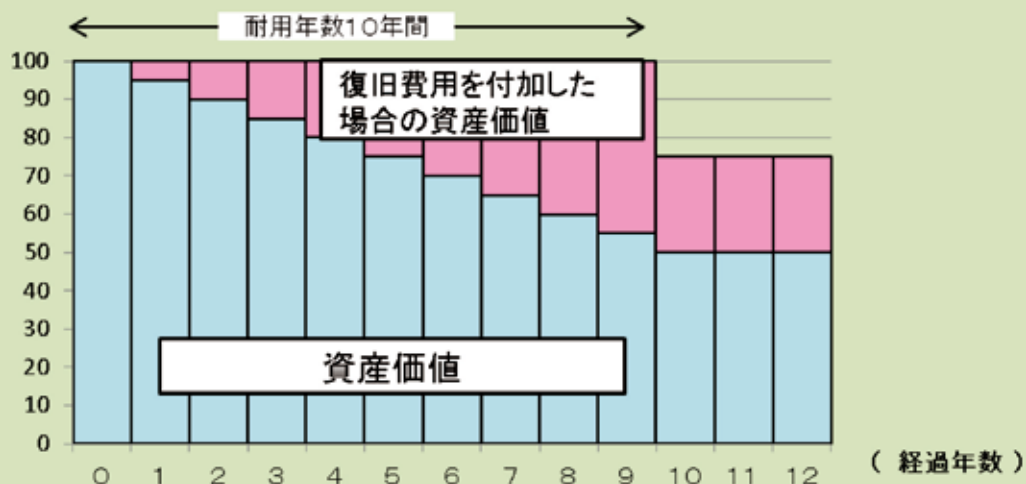
- ①風害、雪害、その他 ②火災 ③破裂および爆発 ④車両の飛び込み、 ⑤鳥獣害
気象上の原因による災害 接触、航空機の墜落

加入内容と補償は

- 1 **園芸施設共済加入の掛金は、国が半額負担し半額を加入農家が負担(注1)することになります。**(注1) 復旧費用補償については、掛金全額を農家が負担
- 2 **加入期間は、通年加入(1年)となります。**
共済掛金の支払日の翌日から1年間が加入期間です。
加入時に被覆期間を聴き取り、被覆を外す期間は掛金が割引計算されます。
被覆していない期間に水害などで破損した場合も補償されます。
- 3 **施設が損害を受けた場合、施設の資産価値(注2)に応じ、最大で資産価値の8割を上限に共済金を支払います。損害が小規模の場合は、支払われない場合もあります。(次ページ参照)**
(注2) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減します(100~50%)。
例えば、骨材は、毎年補償額が5%減少しますが、10年以降は50%で据置きとなります。
また、被覆素材は、耐用年数に応じて補償額が減少しますが、2年以降は25%で据置きとなります。(軟質フィルムの場合)
- 4 **この他に復旧費用(注3)および撤去費用の補償も追加できます。**
(注3) 復旧費用補償を付加すると、資産価値低減に伴う補償額の減少をカバーできます。施設の耐用年数内なら加入時の資産価値の最高80%まで、耐用年数以降も最高60%まで補償できます。

〈パイプハウスの場合〉

※共済金は資産価値の8割が上限



園芸施設共済の補償等が拡充されました！

平成30年4月の補償拡充等

- 被覆資材（農ビ、農POの一部）の補償価額の引き上げ
- パイプハウスの本体の共済掛金を、全国平均で約1割引き下げ

平成31年1月からの補償拡充等

被害が小さければ翌年の掛金が少なくなります

- 危険段階別共済掛金率の本格導入により、個人ごとに過去の共済金の受取実績に応じて掛金が設定され、共済金の受取が少ない場合、翌年の掛金を引き下げます。（＝右表）

選択により掛金を少なくすることもできます

- 共済金の支払対象としない金額（小損害不てん補）に、新たな選択肢（①10万円、②20万円）を追加し、掛金を少なくすることが可能となります。

小さな被害でも共済金が支払われます

- 小損害不てん補の最低価額を引き下げ（3万円又は共済価額（資産価値）の10%→3万円又は共済価額（資産価値）の5%）、補償対象が拡大されます。

大規模施設でも掛金が補助されます

- 共済掛金の国庫補助（掛金の1/2）限度額が2倍（8千万円→1億6千万円）に拡大されます。

危険段階別共済掛金率のイメージ

危険段階区分	危険段階別共済掛金率
20	5.448
19	4.524
18	4.441
⋮	⋮
⋮	⋮
3	3.190
2	3.107
1	3.024
0	2.940
-1	2.857
-2	2.774
-3	2.690
⋮	⋮
⋮	⋮
-18	1.440
-19	1.357
-20	1.294

平成31年9月からの補償拡充予定

- 耐用年数を相当程度経過した施設は、全棟加入の対象から外せます。
- 小損害不てん補の選択肢に50万円と100万円が追加されます。

共済加入の際の負担(掛金)と補償(共済金)の例

◆面積300㎡(間口6m×奥行50m)のハウスを新規加入する場合

31.8mmパイプハウス 軟質フィルム 付保割合8割 資産価値 108万円	設置後1年未満の施設		設置後10年経過の施設		撤去費用
	本体のみ	本体+復旧費用 (本体時価100%)	本体のみ	本体+復旧費用	
共済掛金(賦課金含む)	13,801円	13,801円	8,185円	10,409円	40円
半損時の共済金 (資産価値からの割合)	43.2万円 (40%)	43.2万円 (40%)	24.1万円 (22%)	33.6万円 (31%)	3.4万円
全損時の共済金 (資産価値からの割合)	86.4万円 (80%)	86.4万円 (80%)	48.2万円 (45%)	67.2万円 (62%)	6.9万円

25.4mmパイプハウス 軟質フィルム 付保割合8割 資産価値 66万円	設置後1年未満の施設		設置後4年経過の施設		撤去費用
	本体のみ	本体+復旧費用 (本体時価100%)	本体のみ	本体+復旧費用	
共済掛金(賦課金含む)	8,920円	8,920円	7,656円	8,663円	40円
半損時の共済金 (資産価値からの割合)	26.6万円 (40%)	26.6万円 (40%)	22.3万円 (34%)	26.6万円 (40%)	3.4万円
全損時の共済金 (資産価値からの割合)	53.2万円 (80%)	53.2万円 (80%)	44.6万円 (68%)	53.2万円 (80%)	6.9万円

※ハウスの面積や種類・構造により掛金・共済金は異なりますので、詳しくは最寄りの共済組合(支所)にお問い合わせください。

ビニール等の除去等に関するQ&A

Q1 大雪や台風などでパイプハウス本体を守るため、自ら被覆材の切断や除去等を行った場合、被覆材やハウス内作物の被害に関する共済金は支払われるのですか？

A1 気象予報等により、ハウス本体の倒壊が相当の確実さで予想される場合は、緊急避難的な損害防止処置(客観的に最善の方法)として、被覆材の切断については、共済組合が承諾した場合に限り共済金の支払対象となります。

このような場合、必ず事前に加入者から直接、最寄りの共済組合支所へ連絡し、指示を受けることが必要です。連絡のない場合は損害として認められなくなります。

ただし、停電や夜間・早朝等やむを得ない事情により、支所への事前連絡が取れなかったと認められる場合は、共済金の支払いの対象となる場合がありますが、この場合でも、可能な限り速やかに支所へ連絡してください。

また、ハウス内作物の補償を受けるには、ハウス内作物の加入が別途必要です。

Q2 被災後に共済組合の確認が待てない場合、応急処置ができないのでしょうか？

A2 被害が多発した場合、共済組合の損害確認が遅れてしまうことがあります。このような時に被覆材の張替等の応急処置を執られる場合は、被害がわかる写真を撮影していただくとともに、はがした被覆材を保存していただくようにお願いします。まずは、最寄りの共済支所にその旨を連絡してください。

Q3 10年以上経過したハウスの資産価値と共済の補償は？

A3 ハウスの資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々減少しますが、パイプハウスの場合10年経過で50%となります。この資産価値にオプションとして、復旧費用の選択で最大で25%付加することができますので、最大75%まで上げることができます。

よって、共済の補償範囲は最大で資産価値の60%まで補償が可能となります。

共済組合支所の連絡先

山城支所 : 乙訓2市1町及び宇治市以南の山城地域にお住まいの方
TEL: 0774-62-8611 FAX: 0774-62-8629

京都支所 : 京都市、亀岡市、南丹市、京丹波町にお住まいの方
TEL: 0771-63-2951 FAX: 0771-63-2955

中丹支所 : 綾部市、福知山市、舞鶴市にお住まいの方
TEL: 0773-42-8800 FAX: 0773-42-1051

丹後支所 : 宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町にお住まいの方
TEL: 0772-62-6521 FAX: 0772-62-6795

連絡先一覧

連絡先	電話番号	所在地
京都府農林水産部農産課	075-414-5989	京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府農林水産技術センター 農林センター 園芸部	0771-22-0424	亀岡市余部町和久成9
山城広域振興局農林商工部 企画調整室	0771-21-3211	宇治市宇治若森7の6
南丹広域振興局農林商工部 企画調整室	0771-22-0371	亀岡市荒塚1-4-1
中丹広域振興局農林商工部 企画調整室	0773-62-2508	舞鶴市字浜2020
丹後広域振興局農林商工部 企画調整室	0772-62-4305	京丹後市峰山町丹波855
京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906	京都市右京区西京極徳大寺団子田町15番地
山城北農業改良普及センター	0774-62-8686	京田辺市田辺明田1
山城南農業改良普及センター	0774-72-0237	木津川市木津上戸18-1
南丹農業改良普及センター	0771-62-0665	南丹市園部町小山東町藤ノ木21
中丹東農業改良普及センター	0773-42-2255	綾部市川糸町丁畠10-2
中丹西農業改良普及センター	0773-22-4901	福知山市篠尾新町一丁目91
丹後農業改良普及センター	0772-62-4308	京丹後市峰山町丹波855